

石垣市まち・ひとづくり支援センター

入居団体公募要項（第2次公募）

石垣市では、市民の皆さんが積極的に様々な活動を行い、互いに助け合い、協力し合う“ゆいまーる精神”にもとづく市民協働のまちの実現を目指しています。その実現に向け、独自のアイデアと工夫をもとに地域活動を行う団体が安定的かつ積極的な活動を続けられるよう支援することを目的に活動拠点を整備し、その入居団体を公募いたします。

【入居枠】

- ・1部屋

【対象となる団体】

申請者は、下記（１）～（３）の要件のいずれか一つと、（４）（５）のすべてを満たす団体とします。

- （１）石垣市又は石垣市を含む八重山圏域の地域福祉の向上を目指す団体。
- （２）石垣市又は石垣市を含む八重山圏域の社会教育、生涯学習を実践する団体。
- （３）（１）（２）のほか、本施設の趣旨に適合する団体。
- （４）原則５名以上の団体であること。
- （５）団体としての規約を有していること。

【除外要件】

- ①公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる団体
- ②政治活動、宗教活動又は営利を目的とした団体
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある団体
- ④その他センターの管理運営上支障があると認められる団体

【施設概要】

施設所在：石垣市健康福祉センター敷地内

完成時期：平成 30 年 1 月末～2 月上旬ごろ

建物構造：軽量鉄骨造 地上 1 階建て 計 8 部屋

施設設備：1 部屋約 40 平方メートル エアコン、水道設備付き

賃 料：免除

負 担 金：電気料金、水道料金、事業系一般廃棄物料 等

(入居団体にて契約をお願いします)

そ の 他：デスク・椅子・キャビネット等は入居団体が準備

【入居条件】

- (1) 年に1回以上の活動報告を行うこと。
- (2) 入居する団体間において、各団体の活動や行事等の情報共有のため、連絡体制をつくること。
- (3) 健康福祉センターが定める規則等を遵守し、健康福祉センター行事（清掃活動、避難訓練 等）への参加を行うこと。
- (4) 入居期間は1年間とする。（更新を可とするが、再度入居申請を行うこと。）
- (5) 入居後に申請除外要件に該当することが発覚した等、特段の事情が発生した場合は、入居期間にかかわらず退去させられる場合がある。
- (6) その他、関係条例および規則を遵守すること。

【応募方法】

(1) 募集期間 平成30年1月5日(金)から平成30年1月25日(木)17時まで

(2) 提出書類 ①石垣市まち・ひとづくり支援センター入居申請書・・・1部

②団体規約写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

③活動内容及び実績が分かる資料・・・・・・・・・・・・・・1部

④審査項目ヒアリングシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

※申請書類様式は新庁舎建設室で配布、または石垣市ウェブサイトからダウンロード。

※申請書類へ記入の際は、10ポイント以上の文字を使用し、内容を簡潔に記載ください。

(3) 提出方法 上記書類を新庁舎建設室へご持参ください。

[受付時間] 平日 9:00 から 17:00 まで

<入居者選定までの流れ>

①申請書提出〆切・・・平成30年1月25日(木)17時

②結果通知・・・申請書の締切後およそ1～2週間を目安に申請者に書面で通知します。

審査の際は次の様なポイントが審査されます。ヒアリングを申請時に行いますのでご承知おきください。

- (1) 必要性・・・団体の活動の継続・発展のために拠点施設を必要としているか。
- (2) 協働性・・・同居する他団体とも協力し、市民協働のまちづくりに寄与する意識があるか。
- (3) 実現性・・・これまで市民協働まちづくりに貢献してきた実績をもっているか。
- (4) 独創性・・・独自のアイデアをもち、他の団体の手本になるか。
- (5) 新規性・・・他団体との連携等により新しい活動を創出する意欲や熱意が感じられるか。

(6)継続性・発展性・・・将来的に自立的な活動が見込めるか。

【その他】

入居を許可した団体について、市ホームページ等へ掲載いたします。また、公募要項は変更する場合があります。

【受付・お問合せ】

石垣市総務部新庁舎建設室

TEL：0980（87）0023

FAX：0980（83）1427

Eメール：tyousha@city.ishigaki.okinawa.jp